

第20回八頭町きらめき祭イベント業務プロポーザル審査要領

1 趣旨及び内容

「第20回八頭町きらめき祭」は、町内の各種団体等が相互に協力し郷土芸能や特産品の販売等を行うことにより町民のふれあいや一体感の醸成を図るとともに、イベントを通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

この「第20回八頭町きらめき祭」を実施するにあたり、イベント業務プロポーザルにおける審査基準とその方法を示し、より多くの方が参加してみたいと思う魅力あるイベントにより、所期の目的が達成できる業者を選定する場合の手続きについて必要な事項を定める。

2 審査

第20回八頭町きらめき祭実行営委員会で審査を行う。

3 審査資料

「第20回八頭町きらめき祭イベント業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加表明書を提出された各社の企画書及び見積額から評価を行う。

4 業者選定基準

「第20回八頭町きらめき祭イベント業務公募型プロポーザル実施要領」に規定する参加資格を有するもの。

5 審査基準

審査要素を別添審査表のとおり設定する。

6 審査方法

- (1) 審査員により審査基準に基づき採点を行うこととする。
- (2) 各審査要素について別紙審査表のとおり5段階で評価を行う。
- (3) 別紙「第20回八頭町きらめき祭イベント業務公募型プロポーザル評価シート」に記入する方式で各業者に対し評価を行い、その集計を行う。単純集計の上、合計点により順位を決定し、この順位と合計点を基に、委託業者を決定する。
- (4) 各審査員の合計点数が、総得点の6割に満たない場合は、これに該当しない。